

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

交通事業管理規程

○秋田市交通局職員就業規程の一部を改正する規程（第1号）
..... 2

訓 令

○秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第5号）..... 2

教 委 訓 令

○秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（第1号）
..... 2

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第6号）
..... 2

告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第152号） 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第153号） 3
- 納税通知書の公示送達について（第154号） 3
- 特定計量器の定期検査の実施について（第155号） 3
- 粗大ゴミ用証紙売りさばき人の指定について（第156号） ... 4
- 納税通知書の公示送達について（第157号） 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第158号） 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第159号） 4
- 町および字の区域ならびにその名称の変更について（第160号）
..... 4
- 町および字の区域ならびにその名称の変更について（第161号）
..... 5
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第162号） 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第163号） 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第164号） 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第165号） 5
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第166号） ... 6
- 生活保護法による施術者の指定等について（第167号） 6
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第168号） ... 6
- 結核予防法による医療機関の指定について（第169号） 7
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第170号） ... 7
- 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定について
（第171号） 7
- 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定について
（第172号） 7

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第10号） 7

選 管 告 示

- 平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日および縦覧期間について（第67号）... 7
- 平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第68号） 8
- 平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第69号） 8
- 平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙における投票所を閉じる時刻について（第70号） 8
- 平成17年6月1日現在で選挙人名簿および在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧について（第71号）
..... 8

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第6号） 8

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業業者の指定等について（第11号） 8
- 指定排水設備工事業業者の指定について（第12号） 8
- 指定給水装置工事業業者の廃止について（第13号） 9
- 指定給水装置工事業業者の廃止について（第14号） 9
- 指定給水装置工事業業者の指定について（第15号） 9
- 指定給水装置工事業業者の指定について（第16号） 9
- 指定給水装置工事業業者の指定について（第17号） 9
- 指定給水装置工事業業者の廃止について（第18号） 9

公 告

- 土地区画整理組合の解散の認可について 9
- 放置自転車等の撤去および保管について 9
- 土地収用法の規程による裁決申請および明渡裁決申立ての取下げについて 10
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について 10
- 道路位置指定について 10
- 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計画の縦覧について 10
- 道路位置の廃止について 10
- 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について 11
- 緑地協定の縦覧について 12
- 開発行為に関する工事の完了について 12
- 秋田市災害時情報提供システムの構築運用についての提案コン

- への実施について.....12
- 麻しん・日本脳炎の予防接種の実施について.....13
- 道路位置の廃止について.....13
- 農用地利用集積計画の策定について.....13

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について.....13

土地開発公社公告

- 理事会の招集について.....14

交通事業管理規程

秋田市交通局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年5月30日

秋田市交通事業管理者 伊 藤 高

秋田市交通事業管理規程第1号

秋田市交通局職員就業規程の一部を改正する規程

秋田市交通局職員就業規程（昭和38年秋田市交通事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（届出義務等）

第5条の2 職員は、公務上又は公務外において次に掲げる場合に該当するときは、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

- (1) 交通事故等があった場合
- (2) 飲酒運転等の重大な交通違反があった場合
- (3) 法令等に違反したとして捜査機関による取調べ等（交通違反に係るものを除く。）を受けた場合

2 前項の規定による報告があった場合は、所属長は、事故（負傷等）報告書により、速やかに管理者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「職員に交通事故等」を「前項の規定による報告」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 職員は、公務上又は公務外において次に掲げる場合に該当するときは、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

- (1) 交通事故等があった場合

- (2) 飲酒運転等の重大な交通違反があった場合
- (3) 法令等に違反したとして捜査機関による取調べ等（交通違反に係るものを除く。）を受けた場合

附 則

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年5月26日

秋田市教育委員会

委員長 飯 塚 明

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「職員に交通事故等」を「前項の規定による報告」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 職員は、公務上又は公務外において次に掲げる場合に該当するときは、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

- (1) 交通事故等があった場合
- (2) 飲酒運転等の重大な交通違反があった場合
- (3) 法令等に違反したとして捜査機関による取調べ等（交通違反に係るものを除く。）を受けた場合

附 則

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第6号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年5月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「職員に交通事故等」を「前項の規定による報告」に改め、「（秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年水道ガス局管理規程第1号）第4条第1項の表第1号から第3号までに定める職にある者（ただし、同表第1号に定める局長については管理者）をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 職員は、公務上又は公務外において次に掲げる場合に該当するときは、速やかにその旨を所属長（秋田市上下水道分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）第4条第1項の表第1号から第3号までに定める職にある者（ただ

し、同表第1号に定める局長については、(管理者)をいう。(以下同じ。)に報告しなければならない。

- (1) 交通事故等があった場合
- (2) 飲酒運転等の重大な交通違反があった場合
- (3) 法令等に違反したとして捜査機関による取調べ等(交通違反に係るものを除く。)を受けた場合

附 則

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第152号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年5月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
七曲台町内会
- 2 認可年月日
平成6年8月1日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会は、河辺郡河辺町戸島字七曲台の区域に住所を有する者をもって構成する。

変更後 本会は、秋田市河辺戸島字七曲台の区域に住所を有する者をもって構成する。

事務所

変更前 河辺郡河辺町戸島字七曲台40番地8

変更後 秋田市河辺戸島字七曲台40番地5

代表者の氏名および住所

変更前 早 川 浩 利

河辺郡河辺町戸島字七曲台40番地8

変更後 鈴 木 哲

秋田市河辺戸島字七曲台40番地5

- 4 変更年月日
平成17年5月2日

- 5 変更の理由
住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第153号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 告示事項
 - (1) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
 - (2) 撤去し、保管した年月日
 - (3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 以上の事項についての詳細は別紙のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者または所有者であることを証明するものを提示すること。

3 この告示に係る自転車等で、告示後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

自転車等保管所 電話834-6497

別紙

- ・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅西地区自転車等放置規制区域 35台
 - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅東地区自転車等放置規制区域 5台
 - 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および
秋田駅南地区自転車等放置規制区域 5台
- ・撤去し、保管した年月日
平成17年4月18日から平成17年4月30日まで
- ・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後7時まで
 - 場所 秋田市中通七丁目1番3号
自転車等保管所(秋田駅東自転車等駐車場内)
- ・返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成17年5月24日から平成17年11月24日まで

秋田市告示第154号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年5月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第155号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成17年5月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査区域	検査期日	検査時間	検査場所
泉	7月5日	10時00分～ 11時00分	泉小学校
旭南・茨島	7月7日	13時30分～ 15時00分	旭南小学校

駅 東	7月12日	10時00分～ 11時30分	東 小 学 校
明德・旭川	7月12日	13時30分～ 15時00分	秋田東中学校
保 戸 野	7月14日	10時00分～ 11時30分	保戸野小学校
牛 島	7月15日	13時30分～ 15時00分	南部公民館
中 通	7月21日	10時00分～ 15時00分	中央図書館 明 徳 館
築 山	7月26日	13時30分～ 15時30分	楢 山 地 区 コミュニティセンター
川尻・川元 旭北・八橋	7月28日	10時00分～ 15時30分	秋 田 市 計 量 検 査 所
	7月29日	10時00分～ 15時30分	秋 田 市 計 量 検 査 所

- 計量器の所在の場所で行う検査の期間は、平成17年8月17日から9月30日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することができる。
- 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

秋田市告示第156号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年5月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
350	雄和石田字中大部17番地1	ローソン 雄和石田店

秋田市告示第157号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年5月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

通知書番号	氏 名	住 所
740221	安藤 秀	東京都世田谷区祖師谷四丁目17番18号
344296	高橋 秀孝	秋田市牛島西一丁目9番18号

- 送達する書類
平成16年度市民税・県民税納税変更通知書

秋田市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更があった認可地縁団体の名称
千秋の丘松崎団地町内会
- 認可年月日
平成13年12月11日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 遠 藤 俊 春
秋田市下北手松崎字大巻26番地147
変更後 畠 山 勇
秋田市下北手松崎字大巻26番地59
- 変更年月日
平成17年5月16日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更があった認可地縁団体の名称
銅屋自治会
- 認可年月日
平成5年4月30日
- 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 河辺郡雄和町相川字
銅屋、台林、吉田、上野
変更後 秋田市雄和相川字
銅屋、台林、吉田、上野
事務所
変更前 秋田県河辺郡雄和町相川字上野111番地
変更後 秋田県秋田市雄和相川字上野111番地
代表者の氏名および住所
変更前 金 清一郎
雄和町相川字上野14番地90
変更後 金 清一郎
秋田市雄和相川字上野14番地90
- 変更年月日
平成17年5月16日
- 変更の理由
住所等の表示の変更による

秋田市告示第160号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、町および字の区域ならびにその名称を変更することについて、次のとおりその案を告示する。

平成17年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更する町および字の区域 別図（省略）のとおりに

2 変更する町および字の名称

変更後の町名	変更前の町および字名
御所野地蔵田 五丁目	四ツ小屋小阿地字坂ノ上、四ツ小屋小阿地 字狸崎、四ツ小屋末戸松本字地藏田の各一 部

秋田市告示第161号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、町および字の区域ならびにその名称を変更することについて、次のとおりその案を告示する。

平成17年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更する町および字の区域 別図（省略）のとおり
- 2 変更する町および字の名称

変更後の町名	変更前の町および字名
東 通 仲 町	手形字西谷地、楢山字長沼の各一部

秋田市告示第162号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年5月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類 平成16年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第163号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年5月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 告示事項
 - (1) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
 - (2) 撤去し、保管した年月日
 - (3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 以上の事項についての詳細は別紙のとおり
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者または所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 この告示に係る自転車等で、告示後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

自転車等保管所 電話834-6497

別紙

- ・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および	
秋田駅西地区自転車等放置規制区域	43台
秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および	
秋田駅東地区自転車等放置規制区域	17台
秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および	
秋田駅南地区自転車等放置規制区域	6台
- ・撤去し、保管した年月日

平成17年5月1日から平成17年5月15日まで
- ・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所

時間 午前10時から午後7時まで
場所 秋田市中通七丁目1番3号
自転車等保管所（秋田駅東自転車等駐車場内）
- ・返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年6月1日から平成17年12月1日まで

秋田市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

萱森町内会
- 2 認可年月日

平成16年10月5日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺町岩見字萱森および萱森中谷地の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺岩見字萱森および萱森中谷地の区域とする。

事務所

変更前 秋田県河辺郡河辺町岩見字萱森39番地5

変更後 秋田市河辺岩見字萱森39番地5

代表者の氏名および住所

変更前 伊 藤 優
河辺町岩見字萱森151番地3

変更後 伊 藤 優
秋田市河辺岩見字萱森151番地3
- 4 変更年月日

平成17年5月20日
- 5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

大住町内会

- 2 認可年月日
平成8年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 清水 恒 徳
秋田市大住三丁目16番5号
変更後 記 田 正 治
秋田市大住三丁目14番24号
- 4 変更年月日
平成17年5月20日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
矢 野 薬 局	秋田市泉中央五丁目18-12	平成17年 4月29日
はあと歯科 クリニック	秋田市広面字樋口101-11	平成17年 4月22日
将軍野歯科診療所	秋田市将軍野南一丁目10-52	平成17年 3月19日
ささき歯科 クリニック	秋田市広面字大袋38-1	平成17年 5月2日
アルヴェ たかのはし歯科	秋田市中通七丁目1-3 秋田拠点センターアルヴェ 4階4-6	平成17年 4月1日
たんぼば薬局	秋田市新屋松美が丘東町 2-11	平成17年 5月12日
オレンジ薬局	秋田市中通四丁目1-2	平成17年 5月12日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
たんぼば薬局	秋田市新屋松美が丘東町 7-46	平成17年 3月2日

秋田市告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日

伊 藤 整 骨 院	秋田市御野場二丁目7-1	平成17年 4月22日
あ ら や 整 骨 院	秋田市新屋扇町12-22	平成17年 5月10日

2 廃止

施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
秋 田 マ ッ サ ー ジ セ ン タ ー	秋田市土崎港西二丁目9-3	平成17年 3月31日
あ ら や 整 骨 院	秋田市新屋扇町9-34	平成17年 1月21日

秋田市告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
矢 野 薬 局	秋田市泉中央五丁目18-12	平成17年 4月29日
はあと歯科 クリニック	秋田市広面字樋口101-11	平成17年 4月22日
リフレッシュコア 茨 島	秋田市茨島四丁目12-43	平成17年 4月18日
将軍野歯科診療所	秋田市将軍野南一丁目10-52	平成17年 3月19日
ささき歯科 クリニック	秋田市広面字大袋38-1	平成17年 5月2日
ショートステイ こ こ ろ	秋田市添川字地ノ内5-3	平成17年 5月1日
ケアポート かたりべ・くらぶ	秋田市山王沼田町2-41	平成17年 4月15日
アルヴェ たかのはし歯科	秋田市中通七丁目1-3 秋田拠点センターアルヴェ 4階4-6	平成17年 4月1日
たんぼば薬局	秋田市新屋松美が丘東町 2-11	平成17年 5月12日
オレンジ薬局	秋田市中通四丁目1-2	平成17年 5月12日
ケアセンター 亀 は う す	秋田市下北手松崎字岩瀬 163-1	平成17年 5月16日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
J A 新あきた ホームヘルプ サービス事業所	秋田市千秋矢 留町2-40	秋田市外旭川 字樫ノ目357-1	平成17年 4月2日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
たんぼば薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町 7-46	平成17年 3月2日

秋田市告示第169号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成17年5月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	平成17年 5月23日

秋田市告示第170号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路 線 名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	土崎電車通跡線	秋田市土崎中央一丁目500番地先	2,026.00	2.70
			秋田市外旭川字野村2番1地先		13.00
	新	土崎電車通跡線	秋田市土崎中央一丁目500番地先	2,026.00	6.00
			秋田市外旭川字野村2番1地先		13.00

2 供用開始の期日

平成17年5月31日

3 縦覧期間

平成17年5月31日から

平成17年6月13日まで

基づく指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、指定居宅支援事業者ならびに指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年秋田市規則第32号）第6条の規定により公示する。

平成17年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第171号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に

1 知的障害者地域生活援助

事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
05201201089140	グループホーム あいしんホーム	秋田市土崎港中央5丁目9-30	社会福祉法人 愛心会 理事長 福岡政弘	平成17年 5月31日

秋田市告示第172号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づく指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、指定居宅支援事業者ならびに指定身体障害者更生施設等および指定知的

障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年秋田市規則第32号）第6条の規定により公示する。

平成17年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 身体障害者居宅介護

事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
05201101090115	ほほえみ介護ネットワー ク訪問介護センター	秋田市手形字西谷地92番地1	地域福祉推進企業組合 理事長 安藤幹男	平成17年 5月31日

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成17年5月18日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年5月12日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第67号

平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿

登録の基準日、登録日および縦覧期間を次のとおり定めた。

平成17年5月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 基準日 平成17年6月11日
(ただし年齢については同年6月20日)
- 2 登録日 平成17年6月11日
- 3 縦覧期間 平成17年6月12日

秋市選管告示第68号

平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を次のとおり定めた。

平成17年5月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋田駅東西連絡自由通路	開く時刻	午前9時
秋田市岩見三内連絡所	閉じる時刻	午後5時
秋田市大正寺連絡所	閉じる時刻	午後5時

秋市選管告示第69号

平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めた。

平成17年5月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

(次のよう略)

秋市選管告示第70号

平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めた。

平成17年5月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第71号

平成17年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供する。

平成17年5月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年6月3日から
平成17年6月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

平成17年5月17日午後2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年5月11日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市下新城小友字田地149番地2 斎藤金一郎の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外29件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定等を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3の規定により告示する。

平成17年5月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
藤 重 建 設 株式会社	佐藤 重蔵	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山62番地	平成17年4月27日
潟 上 水 道	鈴木 渉太	潟上市天王字羽立541番地4	平成17年4月28日

- 2 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
有 限 会 社 三国屋管業	三国屋幸蔵	秋田市将軍野南四丁目8番41号	平成17年4月26日
有 限 会 社 秋田ウォーターサービス	鈴木 義美	潟上市天王字追分西70番地2	平成17年4月28日

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年4月1日上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年5月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者

指定工事業者	代表者	所在地
建 水	渡部 武	秋田市新屋寿町7番5号
潟 上 水 道	鈴木 渉太	潟上市天王字羽立541番地4
エムサン施設 有限会社	村上 春志	由利本荘市鳥海町伏見字山添60番地1

- 2 指定期間

平成17年5月16日から平成20年5月15日まで

秋田市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年5月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
辻 勝 則	辻 勝 則	秋田市牛島南二丁目12-11	平成17年5月12日

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年5月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
(株)かわかん	菅原 重美	秋田市河辺和田字岡村358-1	平成17年4月20日

秋田市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年5月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
有限会社 秋田ボイラ 運転整備社	垂水 高子	秋田市手形山崎町3番5号	平成17年5月18日

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年5月24日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
岡村設備	熊谷 秀晴	秋田市河辺和田字岡村177番地6	平成17年5月23日

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年5月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
有限会社 飯島土建	飯島美智義	秋田市土崎港中央五丁目4番17号	平成17年5月24日

秋田市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年5月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
玉樹設備工業	石田 猛	秋田市新屋町字新町後280番地125	平成17年5月26日

公 告

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散について認可したので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成17年5月2日

秋田市長 佐竹敬久

秋田市公告

市道千秋久保田町7号線に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成17年5月9日

秋田市長 佐竹敬久

1 公告事項

- (1) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
- (2) 撤去し、保管した年月日
- (3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

以上の事項についての詳細は別紙のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者または所有者であることを証明するものを提示すること。

3 この公告に係る自転車等で、公告後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物または不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市八橋本町六丁目12番2号

秋田市建設部道路維持課 電話 864-3643

別紙

- ・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
市道千秋久保田町7号線 97台
- ・撤去し、保管した年月日

平成17年4月26日

- ・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
時間 午前8時30分から午後5時15分まで
場所 秋田市八橋本町六丁目12番2号
秋田市建設部道路維持課内
- ・返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成17年5月23日から平成17年11月23日まで
ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

秋田市公告

平成16年8月27日付けで土地収用法第42条第2項および同法第47条の4第2項の規定により公告した件について、裁決申請および明渡裁決申立ての取下げがあったので、次のとおり公告する。

平成17年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

裁決申請および明渡裁決申立ての取下げがあった土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地目
秋田市大町五丁目	486番1（分筆後は486番4）	宅 地
秋田市大町五丁目	486番3（分筆後は486番5）	宅 地

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社クラフトマン
代表取締役 星 野 宗 一
イ 住 所 秋田県秋田市東通8丁目2-1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア 名 称 ビッグフレック東通店
イ 所 在 地 秋田県秋田市東通8丁目2-1
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 9:30（変更前9:30）
イ 閉店時刻 22:00（変更前20:00）
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
9:15~22:15（変更前9:15~20:15）
- (4) 変更年月日 平成17年5月3日(火)
- 2 届出年月日 平成17年5月2日(月)
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
ア 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
イ 期 間 平成17年5月10日(火)~平成17年9月12日(月)
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成17年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市上北手猿田字宝竜崎18番地3
橋 本 隆
- 2 道路位置指定箇所
秋田市仁井田字横山244番地先 道・水路
- 3 道路幅員 4.43~5.05メートル
- 4 道路延長 6.16メートル
- 5 指定年月日および番号
平成17年5月10日 第1号

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により公共の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次の事項を公告する。

なお、当該事業計画（第3回変更）で都市計画により定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成17年6月21日までに秋田県知事に意見書を提出することができる。

平成17年5月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧期間 平成17年5月25日から平成17年6月7日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所まちづくり整備室内

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和60年12月16日付けで位置の指定した道路（指定番号第秋-5002号）を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成17年5月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市雄和妙法字上大部128番地
伊 藤 満
- 2 道路位置の廃止箇所
秋田市雄和妙法字上大部133番3の内、133番7の内、135番の内、136番の内、137番の内および138番の内
- 3 廃止道路幅員 6.00メートル
- 4 廃止道路延長 87.94メートル
- 5 廃止年月日および番号

平成17年5月13日 廃止番号 第1号

秋田市公告

次のとおり北野田公園屋外施設整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成17年5月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 公整備 第2号
- (3) 工 事 名 北野田公園屋外施設整備工事
- (4) 工 事 場 所 河辺北野田高屋字小高地内
- (5) 工 事 概 要 給水施設工
 - 水栓類取付工 L=381m
 - 散水施設工 N=4個所
 - 雨水排水設備工
 - 側溝工 L=786m
 - 集水樹工 N=56個所
 - 汚水排水設備工
 - 管渠工 L=340m
 - 汚水樹工 N=9個所
 - 電気設備工
 - ナイター照明 N=8個
 - 照明灯 N=28個所
 - テニスコート設備工
 - スタンド工 L=252m
 - 排水施設工 L=298m
 - 広場工
 - 張芝工 A=7,285㎡
 - 公園施設工
 - ベンチ N=12
 - 個所階段工 L=68m
 - 構内通路工
 - 駐車場舗装工 A=3,770㎡
 - 進入道路施設工
 - 歩車道境界ブロック L=405m
 - 舗装工
 - 上下層路盤 A=3,100㎡
 - アスファルト舗装 A=3,080㎡
- (6) 工 事 期 限 平成18年3月27日まで
- (7) 予 定 価 格 408,024,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定 期 日 平成17年6月14日(火)
- (9) 仮契約予定期日 平成17年6月17日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき
- (11) 注 意 事 項
 - ア この入札は、電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - ウ 本市では、設計金額が1億円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。
 - エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時および契約締結日において、秋田市に平成17年度建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。

イ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結果通知書）の土木一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

エ 東北地方に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。

オ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

カ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

キ 指名停止期間中の者でないもの。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において秋田市から一般土木工事のA級に等級格付されていること。

イ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。

ウ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ 指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成17年5月30日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））（代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））
オ 誓約書（様式5（省略））

(2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手續に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。

ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書

イ 代表者となる者の印鑑証明書

ウ 委任状（代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る）

(3) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年5月17日(火)から平成17年5月30日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年6月7日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mail アドレスに対して通知する。

(4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成17年5月17日(火)から平成17年6月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(2) 閲覧場所 秋田市役所財政部契約課閲覧室

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定による緑地協定の認可の申請があったので、同法第46条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成17年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田五丁目C地区緑地協定
2 緑地協定区域

秋田市御所野地蔵田五丁目18番1から18番8まで
秋田市御所野地蔵田五丁目19番1から19番14まで
秋田市御所野地蔵田五丁目20番1から20番13まで
秋田市御所野地蔵田五丁目21番1から21番7まで
秋田市御所野地蔵田五丁目22番1から22番21まで
秋田市御所野地蔵田五丁目23番1から23番23まで
計86筆

3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部公園課
公園施設管理センター

4 縦覧期間 平成17年5月20日から
平成17年6月3日まで

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年2月25日付け秋田市指令第581号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市保戸野千代田町2番43号
三光不動産株式会社
代表取締役 岩本 竜大
2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市新屋寿町171番153および174番2

秋田市公告

次のとおり秋田市災害時情報提供システムの構築運用についての提案コンペを実施するので公告する。

平成17年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 提案コンペに付する事項

(1) 業務名 秋田市災害時情報提供システム構築運用業務
(2) 業務の概要 電子地図と登録された住民情報を連動させて、提供すべき情報を電話・FAX・Eメールにて迅速かつ効率的に行うためのシステムの構築運用
(3) 調達案件の特質等 提案コンペ説明書および基本仕様書による
(4) 納入場所 総務部防災対策課
(5) 導入期限 平成17年9月30日

2 提案コンペに参加する者に必要な資格

参加申込みをするにあたっては、次の要件をすべて満たした者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 秋田市の指名停止期間中でないこと。
(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(4) 秋田市登録業者で、秋田市内に営業所等があり、ハードおよびソフトの一括発注ができ、双方責任を持って管理できる

こと。

(5) 秋田市内にシステムの保守業務ができる営業所もしくは代理店契約を締結した提携業者があること。

(6) システム操作等の研修が受託できること。

3 提案コンペ説明書等の配布

(1) 配布期間 平成17年5月23日(月)から平成17年5月27日(金)までの午前9時から午後4時までとする。郵送による配布依頼は受け付けない。

(2) 配布場所 秋田市消防庁舎4階 総務部防災対策課

(3) 配布書類

- ア 提案コンペ説明書
- イ 基本仕様書
- ウ 提案書様式
- エ 導入実績等調査書
- オ 見積総括表様式
- カ 提案コンペ参加申込書
- キ 担当者届
- ク 辞退届
- ケ 質問書様式
- コ 最優秀提案者決定基準

4 提案コンペ参加申込みに関する事項

提案コンペ参加希望者は、必要書類を次のとおり提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 提案コンペ参加申込書
- イ 担当者届
- ウ 2(5)において代理店契約を締結している場合には、その契約書等の写し

(2) 受付期限 平成17年5月30日(月)午後4時までとする。

(3) 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 提出場所 3(2)に同じ。

5 提案書の提出に関する事項

提案書、見積総括表等の提出期間等については次のとおりとする。

(1) 提出期間 平成17年6月6日(月)から平成17年6月10日(金)までの午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所 3(2)に同じ。

(3) 提出方法 持参するものとし、郵送は受け付けない。

(4) 提案書等の全ての書類が揃っていない場合は無効とする。必要書類の種類および部数については提案コンペ説明書による。

6 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者決定基準に基づき提案内容および見積内容を公平かつ客観的に評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) その他 詳細は、提案コンペ説明書による。

8 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部防災対策課 電話018-866-2021(直通)

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定により行う麻疹・日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

協力する医師	予防接種を行う主たる場所
石 田 和 子	比内町扇田字本道端7番地
岡 崎 三枝子	比内町立扇田病院
深 谷 博 志	
小 山 勝 幸	

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和46年3月29日付で位置の指定した道路(指定番号第128号)を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第28条の規定に基づき、公告する。

平成17年5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市四ツ小屋字中野10番1号
池 田 澄 男
- 2 道路位置の廃止箇所
秋田市仁井田路見町55番6
- 3 廃止道路幅員 4.00メートル
- 4 廃止道路延長 13.78メートル
- 5 廃止年月日および番号
平成17年5月24日 廃止番号 第2号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成17年度第1号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成17年5月25日から
平成17年6月13日まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年5月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第58号	水道事業変更認可申請書及び水道事業基本計画作成業務委託	秋田市上下水道局内他	平成19年3月30日	・次の①～④の要件を満たしていること ①本市に平成17年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出し受理されていること ②本市に主たる事業所または営業所等を有すること ③土木関係建設コンサルタントの上水道及び工業用水道の登録業種を有する者であること ④東北管内の上水道事業のうち、計画給水人口が20万人以上かつ計画一日最大給水量が10万㎡以上の事業に関わる事業認可業務委託を受注した実績があること (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 技術士(上水道)の資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年6月3日(金) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局

入札保証金 免除

契約日 平成17年6月8日(木)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成16年5月26日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 業務実績調査書(別記様式2(省略))(契約書の写しと業務内容が客観的に分かる資料を添付すること。)
- ウ 配置予定技術者の資格・業務実績(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年5月19日(木)から平成17年5月26日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知及び選定結果通知については、平成17年5月31日(火)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成17年5月19日(木)から平成17年6月2日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

土地開発公社公告

秋市土開公告第2号

平成17年5月27日午後3時15分秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成17年5月9日

秋田市土地開発公社

理事長 佐々木 敏 雄

付議案件

1 平成16年度秋田市土地開発公社決算認定の件